

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号

原告ら第五準備書面

原告 朴 ■ 一ほか七六名
被告 国

一九九六年四月八日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 小野誠之

同 堀和幸

同 山本晴太

京都地方裁判所

第一民事部
御中

同	同	同	同	同	同
新	中	金	武	池	松
谷	田		田	上	本
正	政	京	信	哲	康
敏	義	富	裕	朗	之

原告らは、立法不作為に基づく損害賠償請求について、次のとおりの主張及び被告に対する反論を行なう。

第一 立法不作為について

一 立法不作為による国家賠償法の適用について

国会が一定の立法を行なうべき義務がありながら、これを怠った場合のいわゆる立法の不作為が違憲、違法とされ、国家賠償法上の違法行為とされることは、被告も指摘する最高裁判所一九八五年一月二一日判決の他、多くの判決で認められているものであり、また、学説においても一般的に承認されているところである。ところで、立法の不作為が違憲、違法と評価されるには、当該立法の不作為が、①立法者の立法義務が憲法上明示されているか、または解釈上導きだされる場合に、②立法に要する相当の期間を経過してもなお立法者が立法義務を怠っていることが要件とされる

(佐藤幸治著・憲法第三版三四六ページ、芦部信喜編・講座憲法訴訟第一

卷三六二ページ)。そこで、本件について、以下右の要件について検討してみよう。

二 立法義務について

1 (一) 被告は、「原告の主張する損害は一種の戦争損害であつて、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しなところであり、憲法上はもとより憲法解釈上もこのような補償立法義務が存在するとはいえない」と主張する。しかし、右主張は、憲法の基本理念、基本構造を見誤つた見解といわなければならない。すなわち、憲法の基本理念としては、民主主義、基本的人権の保障とともに徹底的な平和主義があげられ、憲法前文及び第九条にそれを具体的に述べた規定がある。そのような規定がおかれたのは、かつての明治憲法下の神権天皇制国家が、戦争と侵略に明け暮れ、アジアの数千万人民を虐殺し、また日本人民にも多大の犠牲を強いてきたからに他ならない。憲法第九条が、全面的に戦争の放棄と軍事力を一切保持しないことをうたい、前文が、「恒久

平和を念願し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」したことが憲法制定の由来であることを掲げているのは、かつて日本帝国軍隊によつて残虐な戦争が行なわれ、政府の行為によつて戦争の惨禍がもたらされたからであり、憲法は、かつての戦争とそれによる惨禍（損害）を日本の過ちとして否定しているものである。このような憲法の基本理念に照らせば、憲法も戦争による損害について沈黙しているものとはいえない。戦争損害とそれに対する補償は憲法の予定するところではないという主張は、右のような憲法制定の経緯や基本理念を無視するものである。

(二) 更に、右のような憲法制定の由来やその理念に加えて、第二次大戦後の戦後補償の国際的潮流も見逃すことはできない。訴状第一の三項戦後補償の国際的潮流でも述べたが、第二次大戦後顕著となったのは、戦争被害に対する国家的補償である。この国家補償については、ドイツ等の「敗戦国」のみならず、アメリカのような「戦勝国」も行な

つてゐることが注目される。これは、先ず戦争というものが、かつての「正戦論」、「無差別戦争観」から「違法」なものとして観念されてきたこと、普遍的で国際的な人権擁護思想の高まり等を背景に、戦争という国家行為による被害に対しては補償を行ない、それが戦争という事態の状況で起こつたものであれ、人権を侵害された個人に対してはその回復措置を図る、換言すれば、戦争という「異常事態」を理由として人権侵害を正当化してはならないという考えの表れである。まさに、戦争に対する国家的な補償は、第二次大戦後の国際的な「公序」である。被告は、戦争被害をもつて、「国民が等しく堪え忍ばなければならぬ」と戦争により被害を受けるのは当然とし、戦争被害に対する補償は「国会（国）の裁量の問題」とするが、このような考えは、右に述べた国際的な戦争補償に対する理解を欠くものといわなければならない。

（三） 右のように見てくるならば、先の戦争の被害に対する補償立法を行

なうことは、まさに憲法が予定し、要請するところといわなければならぬ。このことは、政府の行為により「再び」戦争の惨禍が起こることのないようし、平和的生存権を定める憲法前文、戦争放棄を定めた第九条、人間の生来の権利としての普遍的な人権を保障する第三章の規定、確立した国際法規の遵守を定める第九八条等から明らかである。

四 また、実際、戦後の日本においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法（一九五二年制定）、恩給法（一九五三年に復活）、平和祈念事業法（一九八九年制定）等の数々の戦争補償立法が行なわれている。これら数々の戦争補償立法が存在すること自体、それが個々の立法制作によるものではなく、かつての戦争に対する反省から生まれた憲法の要請に他ならないことを示すものである。

2
そして、右戦争補償については、日本国政府は、日本人に対するそれと同じく、否それにも増して、アジア人民を始めとする外国人に対する

補償を行なうべき義務があるといふべきである。なぜなら、政府の行為によつて、日本人も多大な戦争の惨禍を受けることになつたが、それ以上、アジア人民は日本帝国主義によつて植民地支配と侵略戦争の犠牲を被つたものであり、もつぱら被害者の立場にあるアジア人民こそその補償を受けるべき立場にあるといふべきである。憲法前文も、「自国のことにみに専念して他国を無視してはならない」のであり、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し」て、「恒久平和を念願する」とうたつてゐるものであり、かつての侵略戦争の反省から生まれ、平和を普遍的なものと言言する憲法が、日本人に対する補償は行なうが、侵略戦争の犠牲になつた諸人民に対する補償は予定してゐないとは考えられない。既に述べたように、戦争に対する補償が個々の立法政策の問題ではなく、戦争を直接否定する憲法前文、憲法九条等から、かつての戦争の犠牲者に対して補償を行なうのは憲法の要請するところとして、当然の法理といふべきであり、また、日本人に対する補償は行なうが、外国人に

対するそれは行なわれないとすることは憲法の理念が許すところでなく、また、先に述べた戦後補償の国際的潮流にもとめるものである。加えて、同じように戦争被害を受けながら、これに対し補償を行なうものも行なわないものをもうけるのは、平等原則をうたう憲法一四条にも違反するものいわなければならぬ。同条は、普遍的な人権思想に立つ規定であり、日本人と外国人とで区別すべき理由はない。被告は、戦争補償立法を個々の立法政策の問題とし、誰にどのような補償をすべきかを国会の裁量とするが、そのような主張は、右に述べた憲法の趣旨等に対する理解を欠いたものと言わなければならない。

3

ところで、本件浮島丸事件の犠牲者は、日本帝国主義の植民地支配の下、日本軍の軍人軍属として徴用された者や日本に強制連行されてきた者である。これら犠牲者は、一九四五年八月一五日、日本帝国主義の敗戦により、祖国へ帰還できるものと信じ浮島丸に乗り込み、同船の沈没とともに犠牲となったものである。同船の沈没が自爆（虐殺）であれ

、事故であれ、日本帝国主義の戦争ないし植民地政策の犠牲者という点では変わりはない。従つて、日本国は、少なくとも、先に述べた援護法や恩給法で日本人に対して補償したのと同程度の補償を、これら犠牲者に対して行なうべき義務があつたといべきであり、従つて、国会は右補償を定める法律を制定すべき義務があつたものである。

三 立法相当期間について

1 右に述べたように、本件浮島丸事件犠牲者に対しては、しかるべき補償措置が必要であり、国会は右補償立法を制定すべき義務があつたと考へるが、右補償立法は、一九五三年八月ころか、遅くとも日韓請求権協定が成立した一九六五年六月二二日までには制定すべきであつたと理解すべきである。

2 (一) 浮島丸事件は、戦後多数の海難事件であり、事件直後には「死没者名簿」が作成された他、厚生省等にも記録が存在するなど事件後時間がかからない間に国会議員が事件を認識できたものである。

(一) また、戦争補償立法については、日本がサンフランシスコ講和条約に調印し、一九五二年四月二八日同条約が発行した以後、同月三〇日には戦傷病者戦没者遺族等援護法、一九五三年八月には恩給法を復活させるなど、既にそのころには戦争補償立法の必要性を認めていたのであり、そうであれば、既に事件を認識できていたはずである浮島丸事件犠牲者にも、右立法と同じような時期に補償立法を制定すべきであつたものである。

(二) 仮に、浮島丸事件については、個別な検討が必要であつたとしても、遅くとも日韓請求権協定が成立した一九六五年六月二二日には、補償立法が必要であつた。すなわち、訴状第一の三項でも述べているとおり、日本は、戦後補償の世界的潮流に反し、個人に対する補償措置を行なつてこなかつたが、日本と韓国との間では、右請求権協定により、日本側の解釈によれば、日韓国両国及び国民間の請求権等については「解決済み」ということになつた。すると右協定をたてに、本件訴

訟で請求するような日本帝国主義の植民地支配により日本人とされた朝鮮人（韓国人）の犠牲については、補償を受けられなくなるおそれがあるが、前記二項で述べたように本件では補償立法をすべきであり、そのような事態を防ぐためにも、同時期までに補償立法を制定すべきであつたものである。

四 まとめ

これまで述べたように、国会ひいては国は、本件浮島丸事件については、補償立法を制定すべきであつたのに、相当な立法時期をはるかに経過した今日においても放置し続けているものであり、被告は、このような補償立法があれば補填されたであろう原告らの損害を賠償すべき義務がある。

第二 求釈明

被告は、平成六年（一九九四年）二月三日付第四準備書面において、外国において戦争被害に対する補償に関する立法措置を講じている国が存在しているとしても、それは「その国における個々の具体的な事実関係ない

し事情に即して戦争被害に対する補償に関する立法措置が講じられているのであつて、「それらとは事実関係も事情も異なる他の国において、同様の補償に関する立法措置が講じられるべき義務が一律に存在するということはあり得ない」、「このような補償についての立法をすべきか否かは各国の自主的な判断にゆだねられている」、「本件のような場合において・・・我が国において戦後補償についての立法措置義務が生ずる余地はない」と述べていることについて、原告らは、被告に対し、右の事項について、被告の釈明求める。

1 日本国は、現在まで、外国人戦争被害者（講話条約後日本国によつて一方的に日本国籍を剥奪された者も含め）に対する補償立法を制定せず、あるいは先に述べた恩給法等については国籍条項、戸籍条項を設けてこれを排除しているが、外国人に対する補償立法措置を講じないでよしとする被告の論拠及び「日本国における」「具体的な事実関係ないし事情」とは如何なるものか。

2 先にも述べたが、ドイツをはじめ、アメリカ合衆国やカナダ等も戦争被害に対する補償立法措置を講じているが、

(一) 日本国において、これらの国とは異なる事実関係や事情とは如何なるものか

(二) 特に、同じように他国や他民族に多大な被害を与えたドイツに比べ、どのような異なる事実や事情があるのか

3 日本国が、本件あるいは外国人に対する戦後補償立法を行なわないうで
もよいとする、「自主的判断」とは如何なるものか